

国港総第705号
平成31年3月29日

各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長
(公印省略)

「入札監視委員会の設置及び運営について」の一部改正について

標記について、平成31年3月28日付国会契第170号にて大臣官房会計課長より別添のとおり通知があったので、遺漏なきよう措置されたい。

国会契第170号
平成31年3月28日

港湾局長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

「入札監視委員会の設置及び運営について」の一部改正について

標記について、別添のとおり大臣官房長から各地方整備局長あてに通知されたので、遺漏なきよう取り計らわれない。

各地方整備局長殿

大臣官房長

「入札監視委員会の設置及び運営について」の一部改正について

入札談合の再発防止対策の見直しについては「国土交通省直轄工事における入札契約手続の効率化及び調査・監視の合理化等について」（平成31年3月27日付け国官会第23502号、国地契第58号）により通知したところであるが、このうち記3の事項を踏まえ、入札契約に係る調査・監視の合理化等を図る観点から、次のとおり「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号）の一部を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その表記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙 入札監視委員会の運営について	別紙 入札監視委員会の運営について
第1 (略)	第1 (略)
第2 定例会議	第2 定例会議
1 定例会議提出資料	1 定例会議提出資料
(1) 定例会議への報告等	(1) 定例会議への報告等
次に掲げる資料（予定価格が250万円を超えない工事、予定価格が100万円を超えない建設コンサルタント業務等及び役務の提供等並びに予定価格が250万円	次に掲げる資料（予定価格が250万円を超えない工事、予定価格が100万円を超えない建設コンサルタント業務等及び役務の提供等並びに予定価格が160万円

を超えない物品の製造、予定価格が160万円を超えない財産の買入及び予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件の借入（以下「物品の製造等」という。）並びに国の行為を秘密にする必要のあるものに係るものを除く。）を提出して行うものとする。

① （略）

② 原則として、会議開催の前々月以前3箇月間及びそれ以前の必要と認められる期間における地方整備局発注工事に係る次の資料（次のイからホまでのいずれか又は複数を選択）

イ 再度入札における一位不動状況（再度入札が行われた場合において、1回目の入札の最低価格入札者が、引き続き、2回目以降の再度入札における最低価格入札者となる状況をいう。別添別記様式4）

ロ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況（別添別記様式5）

ハ 一者応札の発生状況（別添別記様式6）

ニ 不調・不落の発生状況（別添別記様式7）

ホ 高落札率の発生状況（別添別記様式8）

③ 会議開催の前々月以前3箇月間に係る②イからホまでの資料の基礎となる情報を記載した資料

④ （略）

(2) 定例会議提出資料の内訳

◎ 工事

(略)

①～⑤ （略）

◎ 建設コンサルタント業務等

建設コンサルタント業務等の一覧表は、次の⑥から⑭の方式区分ごとに整理することとし、業務名、業種区分、競争参加資格を確認した者の数（⑥の方式区分に限る。）、手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数（⑦、⑧、⑩及び⑪の方式区分の一覧表に限る。）、指名業者数（⑨の方式区分の一覧表に限る。）、技術提案書の提出者の選定数（⑫の方式区分の一覧表に限る。）、応募要件を満たす参加意思

を超えない物品の製造及び販売（以下「物品の製造等」という。）並びに国の行為を秘密にする必要のあるものに係るものを除く。）を提出して行うものとする。

① （略）

② 原則として、会議開催年度前2年度間における地方整備局発注工事に係る工事種別ごとの再度入札における1位不動状況（再度入札が行われた場合において、1回目の入札の最低価格入札者が、引き続き、2回目以降の再度入札における最低価格入札者となる状況をいう。別添別記様式4）

③ 原則として、会議開催年度前5年度間における地方整備局発注工事に係る工事種別ごとの低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況（別添別記様式5）

④ （略）

(2) 定例会議提出資料の内訳

(新設)

(略)

①～⑤ （略）

(新設)

建設コンサルタント業務等の一覧表は、次の⑥から⑬の方式区分ごとに整理することとし、業務名、業種区分、競争参加資格を確認した者の数（⑥の方式区分に限る。）、手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数（⑦、⑧、⑩及び⑪の方式区分の一覧表に限る。）、指名業者数（⑨の方式区分の一覧表に限る。）、技術提案書の提出者の選定数（⑫の方式区分の一覧表に限る。）、応募要件を満たす参加意思

確認書の提出者数（⑬アの方式区分の一覧表に限る。）、入札者数（⑥、⑦、⑧及び⑨の方式区分の一覧表に限る。）、技術提案書の提出者数（⑩、⑪、⑫及び⑬アの方式区分の一覧表に限る。）、契約締結日、契約の相手方、契約金額並びに落札率を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表（別添別記様式1-2）を添付する。

⑥～⑫（略）

⑬ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式

ア 参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたもの（特定法人等（参加者の有無を確認する公募手続について（平成18年9月28日付け国官会第935号）記2（1）に定める特定法人等をいう。以下同じ。）の名称を公示しなかったもので、特定法人等のみが参加意思確認書を提出してきたものを除く。以下同じ。）

イ ア以外のもの

⑭（略）

◎役務の提供等及び物品の製造等

⑮～⑲（略）

2. 定例会議において審議等の対象となる事案の抽出

（1）事案の抽出

①（略）

② 1（1）②イからホまでの資料のうち報告する事項並びに当該報告に係る工事種別及び等級区分等の抽出は、1（1）③の資料の中から、委員による事前の指示により行うものとする。

③（略）

第3 再苦情の申し立て

1 再苦情の申立て

（1）再苦情の申立てができる旨の教示
地方整備局長、副局長、次長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならないこと。

再苦情の申立ては、①から⑥までについては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内（行政機関の休

確認書の提出者数（⑬アの方式区分の一覧表に限る。）、入札者数（⑥、⑦、⑧及び⑨の方式区分の一覧表に限る。）、技術提案書の提出者数（⑩、⑪、⑫及び⑬アの方式区分の一覧表に限る。）、契約締結日、契約の相手方、契約金額並びに落札率を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表（別添別記様式1-2）を添付する。

⑥～⑫（略）

⑬ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式

ア 参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたもの（特定公益法人等（参加者の有無を確認する公募手続について（平成18年9月28日付け国官会第935号）記2（1）に定める特定公益法人等をいう。以下同じ。）の名称を公示しなかったもので、特定公益法人等のみが参加意思確認書を提出してきたものを除く。以下同じ。）

イ ア以外のもの

⑭（略）

（新設）

⑮～⑲（略）

2. 定例会議において審議の対象となる事案の抽出

（1）事案の抽出

①（略）

② 1（1）②及び③の資料の報告に係る工事種別及び等級区分等の抽出は、委員による事前の指示により行うものとする。

③（略）

第3 再苦情の申し立て

1 再苦情の申立て

（1）再苦情の申立てができる旨の教示
地方整備局長、副局長、次長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならないこと。

再苦情の申立ては、①から⑥までについては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内（行政機関の休

日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、⑦については、指名停止等に係る苦情処理手続要領（平成18年3月31日付け国地契第150号）第9第2項の申立期間内に、地方整備局長に対して、書面（以下「再苦情申立書」という。別添別記様式9）により行わなければならない旨を明示すること。

①～⑦（略）

別 添
入札監視委員会標準規則

第1条～第15条（略）
（委員会の庶務）

第16条 委員会の庶務は、主任監査官、総括調整官、契約管理官、技術開発調整官、経理調達課長及び品質確保室長が処理する。

第17条（略）

別記様式1-1～1-2（略）

別記様式1-3（表略）

注：(1) 原則、次の契約は含まない。

- ア 予定価格が250万円以下の製造
- イ 予定価格が160万円以下の財産の買入
- ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入
- エ 予定価格が100万円以下の上記以外の契約

(2)・(3)（略）

別記様式2-1（表略）

注：(1)・(2)（略）

(3) 「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。

(4)（略）

別記様式2-2（略）

別記様式2-3（表略）

注：(1) 原則、次の契約は含まない。

- ア 予定価格が250万円以下の製造
- イ 予定価格が160万円以下の財産の買入
- ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入
- エ 予定価格が100万円以下の上記

日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、⑦については、指名停止等に係る苦情処理手続要領（平成18年3月31日付け国地契第150号）第9第2項の申立期間内に、地方整備局長に対して、書面（以下「再苦情申立書」という。別添別記様式6）により行わなければならない旨を明示すること。

①～⑦（略）

別 添
入札監視委員会標準規則

第1条～第15条（略）
（委員会の庶務）

第16条 委員会の庶務は、主任監査官、総括調整官、契約管理官、技術開発調整官、経理調達課長及び港湾事業企画課長が処理する。

第17条（略）

別記様式1-1～1-2（略）

別記様式1-3（表略）

注：(1) 役務の提供等にあつては予定価格100万円以下のもの、物品の製造等にあつては予定価格160万円以下のものは含まない。

(2)・(3)（略）

別記様式2-1（表略）

注：(1)・(2)（略）

(3) 「入札者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。

(4)（略）

別記様式2-2（略）

別記様式2-3（表略）

注：(1) 役務の提供等にあつては予定価格100万円以下のもの、物品の製造等にあつては予定価格160万円以下のものは含まない。

以外の契約

(2)～(7) (略)

別記様式3 指名停止等の運用状況一覧表
(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (月)		

注：(略)

別記様式4 (表略)

注：(1) 入札回数は、原則として、2回を限界としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

(2) 入札書を提出した者が1者の場合は含まない。

別記様式5 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況

(期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

工事名	工事種別	等級	入札方式	契約締結日	入札参加業者名	入札金額(千円)	契約の相手方	予定価格(千円)	調査基準価格(千円)	落札率(%)

別記様式6 一者応札の発生状況

(一般競争入札方式：政府調達に関する協定適用対象工事) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
						(単位：千円)	(単位：%)	

(2)～(7) (略)

別記様式3 指名停止等の運用状況一覧表
(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (月)		

注：(略)

別記様式4 (表略)

注：入札回数は、原則として、2回を限界としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

(新設)

別記様式5 工事種別ごとの低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況

工事種別：(期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

等級：

工事件名	入札方式	入札年月日	入札参加業者名	入札金額(円)	落札者	予定価格(円)	調査基準価格(円)	落札率(%)

(新設)

(一般競争入札方式：政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
						(単位：千円)	(単位：%)	

(随意契約方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
				(単位：千円)	(単位：%)	

- 注：(1) 「一者応札」とは、競争参加資格を確認した者が1者で、その者が入札した場合をいう。なお、随意契約においては、受注意思を確認した者又は発注者が特定した者が1者で、その者が見積を提出した場合をいう。
- (2) 特命随意契約は含まない。
- (3) 予定価格250万円以下のものは含まない。
- (4) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
- (5) 「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。
- (6) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式7 不調・不落の発生状況

【不調】 (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	等級	入札方式	入札公告日	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	再発注への対応状況	備考

(新設)

【不落】（期間 平成 年 月 日～
月 日）

工事名	工事種別	等級	入札方式	入札公告日	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	再発注への対応状況	備考

- 注：(1) 「不調」とは、「不落」以外の場合で、競争に付しても入札者がいない場合をいう。
- (2) 「不落」とは、予定価格の超過又は開札後に全者辞退したことにより、再度の入札をしても落札者がいない場合をいう。
- (3) 「再発注への対応状況」の欄には、「工事内容の変更」、「入札参加要件の緩和」、「入札方式の変更」、「発注時期の変更」、「取り止め」等を記載する。
- (4) 不調・不落により再発注した案件の場合は、備考欄に「再発注」と記載する。

別記様式8 高落札率の発生状況

(新設)

(一般競争入札方式：政府調達に関する協定適用対象工事) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
						(単位：千円)	(単位：%)	

(一般競争入札方式：政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
						(単位：千円)	(単位：%)	

(工事希望型競争入札方式) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	技術資料の提出を要請した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
						(単位：千円)	(単位：%)	

(工事希望型以外の指名競争入札方式)
(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
						(単位：千円)	(単位：%)	

- 注：(1) 予定価格250万円以下のものは含まない。
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。
 (4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。
 (5) 競争入札により生じる高落札率について記載することとし、随意契約は含まない。

別記様式 9 (略)

別記様式 6 (略)

附 則

この通知は、平成31年4月1日から適用する。